

平成 26 年度第 1 回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会議録

平成 26 年 6 月 11 日開催

【事務局】 ただ今から、平成 26 年度第 1 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会を開催します。

本日の部会の委員の出席状況ですが、委員総数 10 名中、7 名の出席であり、過半数に達していますので、環境審議会条例第 8 条第 4 項で準用する同条例第 7 条第 2 項の規定により、会議が成立することを報告します。

部会の開催にあたりまして、小野寺総括課長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】 小野寺でございます。本日の部会開会にあたりまして、ひとことご挨拶申し上げます。このたび、皆様には環境審議会の委員ということでご出席していただきまして、この 2 年間大所高所の観点から、特にも、自然・鳥獣部会の部会員ということで、私どもはいろんな事項を諮問させていただきますので、いろんなご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

本部会、自然鳥獣部会というのは、今日本資料も配られているかと思えますけど、大きくは 4 つの分掌事項がございます。

1 つは自然環境保全地域、あるいは環境緑地保全地域に関する事、それから、2 つめが自然公園に関する事項、3 つめは自然保護ですとか、狩猟に関する事項、4 つ目は希少野生動植物保護に関する事項ということで、非常に幅の広い分野を所掌していただくという部会になっております。

ご案内の通り、本県は北海道に次ぐ広い県土を有しております。加えて、十和田八幡平、三陸復興といった二つの国立公園をはじめ、国定公園が 2 つ、県立自然公園が 7 つと、自然公園の数も多くございます。そういった環境に恵まれた地域ではございますが、一方で昨今は生物多様性の確保といった取り組みも進めている中で、喫緊の課題としてございますのが、シカ、あるいは、クマ、今年度は特にクマの生息数が人間の目につくところに降りてきている頭数が増えているんですけど、そういった一部の野生動物の生息数や生息域が拡大しているという状況にありまして、農業被害の拡大、あるいは人身被害も含めて生態系の影響も大きく懸念されているというのが現状です。

このような状況におきまして、本会の審議事項である鳥獣の保護行政については、従来の保護のための行政に加えまして、管理的な面を重視した鳥獣保護行政をやっていかなければならないというのが、全国的な動きになってございます。既にご案内になっているかと思えますが、新聞報道でもございましたが、去る 5 月 24 日には、いわゆる鳥獣保護法が、抜本的な改正をされているところです。この法律は成立公布から 1 年以内ということで、来年度のはじめ、つまり 4 月もしくは 5 月頃かと思えますが、そのころに施行になると思います。

こういった環境の変化に対応いたしまして、今年度につきましては、この法改正に伴います、諸々の事項の諮問をさせていただくことになる、ということをご改めてこの場で申し上げさせていただきます。具体的には、後ほどまた申し上げますが、鳥獣保護法に基づきまして、鳥獣保護関係で県が策定してございます、各種計画の改定作業というものが必要になってきますので、その計画策定につきましては、審議会にお諮りして、ということが要件になってございます。その際に、皆様方の大所高所からのご意見を伺いしながらということになります。

平成 26 年度第 1 回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会議録

平成 26 年 6 月 11 日開催

なお、本日は、第一回目の会議ということで、組織的なものとしたしまして、岩手県の環境審議会条例の規程に基づきます、部会長の選任ですとか、そういった組織的な事項をお願いするということでございますので、何卒、よろしく願い申しあげまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。2年間よろしく願います。

【事務局】 次に、議事に入ります前に、今回委員の改選がありましたので、五十音順に出席しております委員の皆様をあらためてご紹介いたします。
～順に紹介～

続きまして、本日都合により出席されていませんけれども、次の方々が委員に就任されておりますので、名簿を見ながらご紹介させていただきます。菅野範正委員でございます。それから、越谷委員でございます。それから、最後に由井委員でございます。以上3名の方々です。

続きまして、本日出席している自然保護課職員を紹介します。
～順に紹介～

【事務局】 それでは議事に入りたいと思います。
部会長選任までの議事進行につきましては、暫時事務局において進めさせていただきます。

【事務局】 それでは、議事の第1番目、部会長の選任でございます。部会長の選任につきましては、環境審議会条例第8条第4項で準用いたします、同じ条例の第3条第1項の規定によりまして、部会に属する委員の互選となっております。皆さんのほうで選任の方法につきまして何かございましたらば、お伺いしたいと思います、いかがでございますでしょうか。

特にないようでしたら、事務局の案を提示させていただきたいと思えます。事務局といたしましては、先ほどのあいさつの中でも申し上げさせていただきましたが、生息域生息数が拡大しているといったシカの管理等の課題も当部会の場合が多いものですから、皆さんのほうでご了承いただけるのであれば引き続き、前部会の部会長をお願いしておりました青井委員にお願いしたいと考えてございますが、いかがでございますか。
～委員から同意の声～

ありがとうございます。それでは、部会長には青井委員ということで決定いたしました。それでは、青井部会長、部会長席のほうにお移り下さい。

【青井部会長】 青井でございます。引き続き部会長を務めさせていただくということになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、環境審議会条例第8条第4項で準用する、同条例第3条第2項の規定により、以後の議事進行については、青井部会長に願います。

【青井部会長】 それでは、議事を進行したいと思います。

まず、部会長職務代理者の指名でございますが、環境審議会条例第 8 条第 4 項で準用する第 3 条第 3 項の規定により、部会長職務代理者は、部会長が選任するということになっております。そこで、職務代理者は本日欠席されておりますが、由井委員にお願いすることと思っております。よろしいでしょうか。それでは、職務代理者は由井委員にお願いすることといたします。

あと、議事はその他ですね、事務局のほうから、当部会の本年度の開催予定等についてご説明お願いしたいと思っております。

【事務局】 それでは、事務局より説明します。この自然鳥獣部会の審議事項につきましては、自然環境保全など、多岐にわたりますが、今年度については、鳥獣保護及び狩猟に関する事項にかかる基本法となります。鳥獣及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正をする法律が、今国会で可決成立しまして、5月30日に公布されており、この法律改正に伴いまして、関係します県の計画などの改定について、ご審議いただく予定となっております。

対象となる計画については、お手元に配布しました資料の3枚目をご覧ください。鳥獣保護法の改正に伴う県計画の改定についてという資料ですが、審議いただく対象となる県の計画について、まず1つ目、(1)が鳥獣事業計画となります。これは、鳥獣全般に係る県の基本計画として策定しているものです。それから(2)としまして、特定鳥獣保護管理計画でございます。この計画については、各都道府県の判断により、必要に応じて策定している計画で、具体的には、先ほど述べました通り、生息域が全県に拡大して管理が必要なシカなどに係る計画です。岩手県においては、ツキノワグマ、カモシカ、シカに係る計画を策定しているところです。これらの計画が審議の対象となります。

それから2つ目としまして、鳥獣保護法の一部改正に伴う対応といたしましては、先ほど述べたこの大きな計画について、国の方で基本指針が新たに策定されますので、それを踏まえた改定作業を予定しております。今後の予定なんですけれど9月頃には、各計画の改定の方向について、お示しする予定ですし、年度末までにはあらためて各計画の改定案についてご審議いただきたいと考えています。以上事務局の方からは説明終わります。

【青井部会長】 以上ご説明について、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【事務局】 お手元の資料は、今回の鳥獣保護法の一部改正の主な改正点について記載したものです。

改正内容の一つ目は、目的等の改正ということで、先ほどの説明にもありましたが、今までは鳥獣保護の形でしたが、ここに鳥獣の管理についても積極的に行っていこうと、改正が行われたというところです。

2つ目といたしましては、今までは鳥獣保護管理計画ということで、保護と管理と計画が一緒になっていたのですが、特に保護すべき鳥獣と管理すべき鳥獣ということとを区別し、各都道府県で計画を立てていくこととなります。

3番目については、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設とありますが、特に問題になっている鳥獣、たとえばシカやイノシシといった鳥獣があげられますが、集中的かつ広域的に管理する必要がある鳥獣を国で指定し、国及び都道

府県で力を入れて捕獲ができるような体制にしていこうという内容です。

今までは夜の捕獲というものがなかなかできなかったのですが、一定の条件で安全性を満たしたものについては認めるという中身になっています。

それから 4 番目としましては、認定鳥獣捕獲等事業者という、新たな捕獲、今までは特定の狩猟者団体が主流でしたが、積極的に捕獲をするための事業者を認定していく制度を設ける、というものです。

以上、簡単ですが、この法律の一部改正の内容ということになります。

【青井部会長】 今回の鳥獣保護法改正のあらましについて、何かご質問等ございますでしょうか。今回の大きな特徴は、管理というものを前面に押し出したということで、岩手県の計画は、保護・管理を目的としたものになっておりますので、岩手の場合は大きな変化は伴わないかなと思います。いずれにしても、野生鳥獣問題はだいぶ深刻になってきている、ということで、これを受けての改正ですが、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか？

【吉田委員】 シカについてですが、車でひいちゃった経験もあるんですが、県でどれくらいの頭数があるのか、環境省において調査が行われているところだと思いますが、その調査結果はどのくらいに出る予定ですか。

【事務局】 前提のお話として、管理というものを行っていくためには、岩手県にどれくらいのシカがいるのか、宮城県にどれくらいのシカがいるのか、ということについては、正確に把握している都道府県は全国に一県もございません。

これは、いろんな状況がございます。自然のもので、一頭一頭といっても、県境を越えたり、山を入れていくことができないといった物理的な理由がほとんどです。

今回、吉田委員からお話ございましたけれども、環境省の方は全国的にシカの被害が増えているということを受けまして、北海道を除く全国の推定頭数が 261 万頭だったと思いますが、それを 10 年間かけて半減するという目標を公表してございます。都道府県についても、都道府県の頭数について環境省が自ら調査をして、それを都道府県の方に通知し、併せて各都道府県の捕獲目標頭数の目安についても通知するというような、現在の状況になっております。

具体的な計画の流れは、各地方環境事務所、東北の場合は、東北地方環境事務所が仙台にございますが、そこが 6 県分をまとめて契約して 6 県にわたる業者をひとつ選定して、その業者が東北 6 県における、各県別のシカの頭数を出すという流れになっております。時期的なものはまだ明示されておりませんが、計画を作るのが先になるのか、頭数を明らかにするのが先になるのか、その兼ね合いも現時点ではわかっていません。

翻って、今の岩手県の計画は何に基づいて作られているのかと申しますと、岩手県のシカというのは、そもそも岩手県でシカが保護されていたと考えているのは、五葉山周辺地域ということで、市町村でいいますと、釜石市、大船渡市、陸前高田市、住田町を入れた五葉山地域ということで、そこでの生息頭数 2,200 頭というのが適正な頭数であろう、それ以上になりそうな場合は、捕獲をしましょう、というのが現計画以前までの考え方になります。

これは、保護と管理の話をししますと、保護をしながら、それを越えた場合

には捕獲をすることによって、全体的な管理をしていこうというものにたっておりま

ところが、自然はそう甘くないものでして、そこの中だけで生息すればいいのですけれども、シカの餌となる植物の生息状況にもよりますし、温暖化の影響もごさいます。それから、山と里の区別が、岩手県の場合は特に不明確ですので、農地の方が食べやすいものがあるということになれば、農地の方に降りてきて農作物に被害を及ぼしつつ、生息域を拡大してきたということがございまして、この資料に載せてございます第 4 次シカ保護管理計画では、計画の範囲を全県に及ぼす必要があるということで、去年の 1 月から施行してございます。ただ、生息頭数については、推定ができませんでしたので、従来通りの五葉山地域における推定頭数ということで、一番少なくて 7,400 頭、一番多くて 11,100 頭、その幅の中で五葉山地域に既にシカが生息しているということを推定したうえで、それを前提にした捕獲目標を立てて管理していこうという考えの上で、この計画が成り立っているということでございます。

さきほど、部会長の方からもございましたが、ツキノワグマ、カモシカも含めまして、岩手県の保護管理計画の場合には、頭数がかなり増えているということ認識しておりますので、保護というよりは、捕獲の方にも力を入れた管理をしていきたいという中身で計画を策定して、その計画に基づいて動いております。そういった意味では、今回、今年度、皆様のご審議をいただくという計画の内容は、現行の内容とそれほど大きな違いはないという考えでございます。そういった状況で私どもの行政が動いている状況でございます。

【青井部会長】 よろしいですか、その他ありませんか。

【渋谷委員】 部会長にお伺いしたいのですが、ちょっと前に新聞にイノシシの写真が撮られたという記事が出たんですけど、現在の状況について、将来、問題になりそうなものなので、どんな感じなのか教えていただければと思います。

【青井部会長】 ついにここまで来てしまったか、という意外な思いが強かったです。一関で確認されたのが 7、8 年前かなと思いますが、一関では捕獲も数頭行われているということで、いずれ、北上してくるなと思ってはいたんですが、意外に早くきてしまったという感じがしました。

盛岡で写真を撮ったということは、盛岡にあの 1 頭のみがきたということではないと思われますので、その道中、どこを通ってきたのかはわかりませんが、途中の市町村にもそこそこいるのではないかという気がしております。

ただし、岩手の地域住民の方は、イノシシについて知識情報がないので、痕跡があっても気づかれない可能性がありますね。ですから、小野寺総括課長さんにも申し上げたんですけど、早急に実態を調べて、地域住民にイノシシの痕跡はこうだよ、と知らせ、情報を集める必要があるかと思いません。そういう情報をあちこちから収集し、早急に捕獲を含めた体制をつくる必要があるかと思いません。

イノシシはシカと違ってはるかに増えやすい動物で、なんでも食べるので増えだしたら手に負えない、早め早めの対策をとる必要があると。

西日本では、日タイノシシとの戦いですので、同じような状況が岩手でも起きないように願って、早急な対策を講じる必要があると考えています。

イノシシの目撃情報がありましたら、私か県の方に情報をお寄せいただきたいと思います。聞いた話では、盛岡でも桜台で見たよ、という話が既にできております。本当かどうかわかりませんが、そういう話です。

【事務局】 今のイノシシの関係ですが、岩手県での位置づけは、外来種という位置づけでずっときております。全国的にイノシシは当然いたんですが、岩手県はイノシシはすでに絶滅しているという発想になっておりました。一番先に情報と出てきているのも、そういった認識でしたから、ごく最近この数年前くらいから目撃情報が出てきたのが一番最初ということになります。場所的には、県南、一関、平泉界限、これは宮城栗駒にイノシシがたくさんいることがわかっていますので、それから移動しているという情報があって、一関平泉にはかなりきていて、かなりといっても、数的には大したことないという認識なんですけれども、ただ、農業被害が出始めていると。

岩手県の場合は、イノシシは何十年も見かけないという認識でもって県民の方もおられますので、特に農業者の方々も、どういった被害があるのか経験がないという状況なんです。

シカの場合は、これぐらい騒がれていますので、農業者の方々もどういった被害があるかというのは認識していただいているところではあります。

宣伝ではないですが、県では、昨年度、環境サイドと農業サイドが一緒になって一関の萩荘のあたりで、地元の方々の協力をいただいて、というか地元の方々と一緒にやらないとだめなものですから、柵を張って、地元の方々に管理していただいて、どのくらいの被害が減少できるのかといった、柵の張り方とか宮城県からコンサルでやっている指導者を招いて、意識の啓発と柵の張り方管理の仕方について、事業を組んでやらせていただきました。目に見えるように減ります。それは青井先生がおっしゃるように、まだ頭数が少ないから効果があるといった意味ですが、地元の方々が柵を張ったはいいけれど、手入れをしない個所もありまして、そうすると柵が壊れてくる個所もでてきて、そうすると、そこから入って被害がある、という机上の理論がそのまま現実になった状況であります。

イノシシの生息状況については、今のところ盛岡が見かけた中では一番北ということになってはいますが、見慣れていない動物ですので、認識としては、牡丹鍋の認識が強く、特に意識していない県民の方が多いと思います。そういった意味では、部会長からお話ありましたが、特に農業関係の方からの情報を広く今年度は集めていかないと、思っておりましたので、委員の皆様においては、お知り合いの方々に声をかけていただいて、見かけたならば委員の方々通じてでも、直接でも、電話でも F A X でもかまいませんので、情報をお願いしたいと思っておりました。

【中村委員】 ニホンジカについては、(目撃情報様式が) HP でダウンロードできますよね、あれと同じようなものをイノシシでも作る予定はありますか。

【事務局】 イノシシについても、目撃情報の収集対象としておりますが、改めて情報収集の方法も工夫したいと考えています。目撃なり、捕獲なり。

- 【事務局】 シカとは違って、分布の拡大もかなり早いというがあるので、様式等は
まだ決めておりませんが、早急に様式を整備したいと思います。
- まずは、どこで見たよ、という情報から集める必要があると考えておりま
す。特に、この時期は田植えが終わった後で、イノシシはヌタ打ちといいま
したか、田んぼの中で毛ジラミを取るために田んぼを泥を背中に付ける行為
をしますので、植えた部分が一瞬にしてダメになるという被害になります
ので、決して作物を食べるという意図でないものの、かえって甚大な被害が
出るといった傾向があります。そういった意味で、皆さんの所属する団体等
を通じて、いろいろな情報をお寄せいただければと思っておりました。よろ
しくをお願いします。
- 【青井部会長】 ありがとうございます、よろしいでしょうか。その他何かありますでしょ
うか。
- 【中村委員】 ニホンジカは危険だなと思います。憩いの場にするような場所を（人間と）
競合してしまうと、結構人間の側にダニがうつるんじゃないかと心配してい
ます。湿原地帯で、シカもヌタ場でやるんですけど、けっこう高原性の湿地
がいじめられてるんですよ。のんびりするわけにいかないんじゃないかと
考えています。
- 【事務局】 ここでご審議いただくのは、計画というレベルでのご審議をいただく形に
なりますが、それに基づいて、計画ができるまで待つというわけにはいかな
いので、イノシシについても、何かしらの事業を興していく必要があるかと
思います。しかし、こればかりは県の財政状況等もありますので、うまくい
くかどうかわかりませんが、シカについては平成 24 年度の後半から 1 頭当
たりいくらかというように、狩猟者団体にお金を出すという方法で捕獲頭数を
上げる事業を、今年度も続けてやるように計画しているところでございます。
- ただ、鳥獣については、いろいろな考えの方がいらっしやいまして、そう
いう事業が報道されると、何をしているんだと、愛護の観点はどうするん
だという電話が必ずきます。動物愛護については、私どもは担当しておりま
せんが、自然保護課としてはゼロベースで科学的な自然保護施策を進めると
いう観点から、そういったお問い合わせやご意見をいただい場合は、対応し
ていかざるをえないというのもあります。
- 委員の皆様には、動物というのは可愛がればいいんだよ、という存在では
ないということを、この審議会を通じて、お知り合いの方々にも普及してい
ただければと思っておりましたので、よろしく願いいたします。
- 【青井部会長】 この件についてはよろしいでしょうか。それ以外に何かありますでしょ
うか。よろしいですか。
- それでは以上で、自然・鳥獣部会の進行を終了して、事務局にお返しした
いと思います。
- 【事務局】 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の自然・鳥獣部会を終
了したいと思います。お疲れさまでした。